高年齢雇用継続給付の申請時の必要書類

＜申請書＞

・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
ダウンロード可。→様式のみ印刷・内容を入力して印刷どちらも可能
※マイナンバーを記載してください。

・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
（ダウンロード不可。来所または郵送にて用紙を請求してください。郵送で請求する場合は、必要部数を明記の上、切手を貼付した返信用封筒を同封し、雇用継続課までお送りください。）

＜高年齢雇用継続給付対象者からもらうもの＞

□ 受給資格確認票の”申請者氏名”欄の記名
（同意書がある場合、”申請について同意済み”と記載でも可）

□ マイナンバーの登録がない場合は、生年月日確認資料※コピー可
（運転免許証、または住民票などの公的な書類）
※受給資格確認票にマイナンバーの記載がある場合は資料省略可能

□ 手書きで申請書を作成している場合のみ通帳のコピー（本人名義のもの）
または、キャッシュカードコピー
外国籍の方の場合、口座登録名（英字又は仮名）をご確認の上申請用紙または資料余白に口座登録名を記載し提出してください。

＜事業所が用意するもの＞

□ 六十歳到達時等賃金証明書に記載した内容が全て確認できる賃金台帳と出勤簿等　※コピー可

□ （支給申請を行う場合）支給対象期間の賃金台帳と出勤簿　※コピー可

□ 通勤手当等の支給日がわかる書類（賃金台帳にない場合）

＜申請可能期間ついて＞

- 賃金登録の場合、要件該当日の翌日から申請可能です。
- 同時申請、支給申請の場合、支給対象期間の翌月から申請可能です。
- 申請期限は支給期間開始月から4か月後の末日までです。

高年齢雇用継続給付金申請の電子申請にかかるお問い合わせは当所ではなく電子申請センターへお問い合わせください。
電話：03-5791-3061（初回）
電話：03-5803-9811（2回目以降）

ハローワーク飯田橋　雇用継続課
〒112－8577
東京都文京区後楽1－9－20
電話：03－3812－8609（11＃）

更新日　令和7年4月1日